

OCNリモートサポートサービス利用規約【現改比較表】 2023年6月28日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

<p>第1章 第1条～ 第3章 第10条 (略)</p> <p>(契約者の地位の承継)</p> <p>第11条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出て頂きます。</p> <p>2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出て頂きます。これを変更したときも同様とします。</p> <p>3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、契約者の地位の承継において第1項の届出がないときは、当社は、その本サービスに係るOCN 光契約者の地位の承継の届出をもって、契約者の地位の承継があったものとみなします。</p> <p>第3章 第12条～ 第9章 第39条 (略)</p>	<p>第1章 第1条～ 第3章 第10条 (略)</p> <p>(契約者の地位の承継)</p> <p>第11条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、これを証明する書類を添えて当社所定の方法により本サービス取扱所に届け出て頂きます。</p> <p>2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出て頂きます。これを変更したときも同様とします。</p> <p>3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、契約者の地位の承継において第1項の届出がないときは、当社は、その本サービスに係るOCN 光契約者の地位の承継の届出をもって、契約者の地位の承継があったものとみなします。</p> <p>第3章 第12条～ 第9章 第39条 (略)</p> <p>附 則 (令和5年6月8日 レバN第009600000666-01号)</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。</p> <p>別紙1～別紙7 (略)</p>
<p>別紙1～別紙7 (略)</p>	<p>別紙1～別紙7 (略)</p>